

理由

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴い、生物剤若しくは毒素又は毒性物質を発生させる行為等についての処罰規定、これらの行為等に係る国外犯の処罰規定その他所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。